

子 発 0 9 1 1 第 1 号
社 援 発 0 9 1 1 第 1 号
老 発 0 9 1 1 第 1 号
令 和 2 年 9 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

厚 生 労 働 省 老 健 局 長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の
一部改正について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により定めているところであるが、今般、社会福祉法人の決算事務を円滑に行うため、当職通知について別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日</p> <p>最 終 改 正 <u>子 発 0911 第 1 号</u> <u>社 援 発 0911 第 1 号</u> <u>老 発 0911 第 1 号</u> <u>令 和 2 年 9 月 11 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p>	<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日</p> <p>最 終 改 正 子 発 0329 第 11 号 社 援 発 0329 第 33 号 老 発 0329 第 17 号 平成 3 1 年 3 月 2 9 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 サービス区分の方法について(会計基準省令第10条第2項関係) サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下の様なものがある。</p> <p>(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに<u>特定子ども・子育て支援施設等</u>の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。</p> <p>4～19 (略)</p> <p>20 <u>組織再編について(会計基準省令第4条1項、第29条第1項第15号関係)</u></p> <p>(1) <u>社会福祉法人の組織再編において複数の組織が結合する時(この時の複数の組織を以下「結合の当事者」という。)、結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している(以下「支配」という。)場合だけではなく、有していない場合も考えられることから、存続する又は新たに発生する組織(以下「結合組織」という。)は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。</u></p> <p><u>ア 結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合(以下「統合」という。)</u></p> <p><u>イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合(以下「取得」という。)</u></p> <p>(2) <u>「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織(以下「被結合組織」という。)の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。</u></p> <p>(3) <u>「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結</u></p>	<p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 サービス区分の方法について(会計基準省令第10条第2項関係) サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下の様なものがある。</p> <p>(1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。</p> <p>4～19 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p><u>合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とする。</u></p> <p><u>(5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。</u></p> <p><u>ア 合併の注記</u></p> <p><u>① 合併の概要</u> <u>合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称</u></p> <p><u>② 採用した会計処理</u></p> <p><u>③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間</u></p> <p><u>④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳</u></p> <p><u>⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容</u></p> <p><u>イ 事業の譲渡の注記</u></p> <p><u>① 事業の譲渡の概要</u> <u>事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日</u></p> <p><u>② 採用した会計処理</u></p> <p><u>③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間</u></p> <p><u>④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳</u></p> <p><u>ウ 事業の譲受けの注記</u></p> <p><u>① 事業の譲受けの概要</u> <u>事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けした事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日</u></p> <p><u>② 採用した会計処理</u></p> <p><u>③ 計算書類に含まれている譲受けした事業の業績の期間</u></p> <p><u>④ 譲受けした事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳</u></p> <p><u>21～23</u> (略)</p> <p><u>24</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第<u>16</u>号関係）</p> <p><u>25～27</u> (略)</p>	<p><u>20～22</u> (略)</p> <p><u>23</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第<u>15</u>号関係）</p> <p><u>24～26</u> (略)</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
別紙 1 計算書類に対する注記 (法人全体用) 1～14 (略) <u>15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け</u> <u>.....</u> <u>16</u> (略)	別紙 1 計算書類に対する注記 (法人全体用) 1～14 (略) <u>(新設)</u> 15 (略)
別紙 2 計算書類に対する注記 (A 里拠点区分用) (略)	別紙 2 計算書類に対する注記 (A 里拠点区分用) (略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新													旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>別紙 3 (①)</p> <p style="text-align: center;">借入金明細書</p> <p style="text-align: center;">(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 _____</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">借入先</th> <th rowspan="2">拠点区分</th> <th rowspan="2">期首残高 ①</th> <th rowspan="2">当期借入金 ②</th> <th rowspan="2">当期償還額 ③</th> <th rowspan="2">差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)</th> <th rowspan="2">元金償還 補助金</th> <th rowspan="2">利率 %</th> <th colspan="2">支払利息</th> <th rowspan="2">返済期限</th> <th rowspan="2">使 途</th> <th colspan="3">担保資産</th> </tr> <tr> <th>当期支出額</th> <th>利息補助金収入</th> <th>種類</th> <th>地番 または 内容</th> <th>帳簿 価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設備資金借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期運営資金借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期運営資金借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合には、区分を新設するものとする。</p>													区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使 途	担保資産			当期支出額	利息補助金収入	種類	地番 または 内容	帳簿 価額	設備資金借入金						()													計					()													長期運営資金借入金						()													計					()													短期運営資金借入金																			計																		合計						()													<p>別紙 3 (①)</p> <p style="text-align: center;">借入金明細書</p> <p style="text-align: center;">(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 _____</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">借入先</th> <th rowspan="2">拠点区分</th> <th rowspan="2">期首残高 ①</th> <th rowspan="2">当期借入金 ②</th> <th rowspan="2">当期償還額 ③</th> <th rowspan="2">差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)</th> <th rowspan="2">元金償還 補助金</th> <th rowspan="2">利率 %</th> <th colspan="2">支払利息</th> <th rowspan="2">返済期限</th> <th rowspan="2">使 途</th> <th colspan="3">担保資産</th> </tr> <tr> <th>当期支出額</th> <th>利息補助金収入</th> <th>種類</th> <th>地番 または 内容</th> <th>帳簿 価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設備資金借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期運営資金借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期運営資金借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合には、区分を新設するものとする。</p>													区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使 途	担保資産			当期支出額	利息補助金収入	種類	地番 または 内容	帳簿 価額	設備資金借入金						()													計					()													長期運営資金借入金						()													計					()													短期運営資金借入金																			計																		合計						()												
区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使 途										担保資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番 または 内容	帳簿 価額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
設備資金借入金						()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	計					()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
長期運営資金借入金						()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	計					()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
短期運営資金借入金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計						()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使 途	担保資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番 または 内容	帳簿 価額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
設備資金借入金						()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	計					()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
長期運営資金借入金						()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	計					()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
短期運営資金借入金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計						()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新								旧							
別紙 3 (2)								別紙 3 (2)							
寄附金収益明細書								寄附金収益明細書							
(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日								(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日							
社会福祉法人名 _____								社会福祉法人名 _____							
(単位: 円)								(単位: 円)							
寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金 組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳			寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金 組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳		
					〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇						〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
区分小計								区分小計							
区分小計								区分小計							
区分小計								区分小計							
合計								合計							
(注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。 2. 「寄附金額」欄には寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、 設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、 寄附金の種類がわかるように記入すること。 3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、 「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と 原則として一致するものとする。								(注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。 2. 「寄附金額」欄には寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、 設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、 寄附金の種類がわかるように記入すること。 3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、 「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と 原則として一致するものとする。							

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新							旧										
別紙 3 (③) 補助金事業等収益明細書 (自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日 社会福祉法人名 _____ <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>							別紙 3 (③) 補助金事業等収益明細書 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>										
交付団体及び 交付の目的	区分	交付 金額	補助金事業に係る 利用者からの収益	交付金額 等合計	うち国庫補助金等 特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ご との内訳			交付団体及び 交付の目的	区分	交付 金額	補助金事業に係る 利用者からの収益	交付金額 等合計	うち国庫補助金等 特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ご との内訳		
						〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇							〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
区分小計									区分小計								
区分小計									区分小計								
区分小計									区分小計								
合計									合計								
(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。							(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。										
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。							2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。										

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新					旧																																																																																																																																																																																																
<p>別紙 3 (④)</p> <p style="text-align: center;"><u>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</u></p> <p style="text-align: center;">(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 _____</p> <p>1) 事業区分間繰入金明細書</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業区分名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">繰入金の財源 (注)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用目的等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">繰入元</th> <th style="text-align: center;">繰入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。</p> <p>2) 拠点区分間繰入金明細書</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">拠点区分名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">繰入金の財源 (注)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用目的等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">繰入元</th> <th style="text-align: center;">繰入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。</p>					事業区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先																																									拠点区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先																																									<p>別紙 3 (④)</p> <p style="text-align: center;"><u>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</u></p> <p style="text-align: center;">(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 _____</p> <p>1) 事業区分間繰入金明細書</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業区分名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">繰入金の財源 (注)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用目的等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">繰入元</th> <th style="text-align: center;">繰入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。</p> <p>2) 拠点区分間繰入金明細書</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">拠点区分名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">繰入金の財源 (注)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用目的等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">繰入元</th> <th style="text-align: center;">繰入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。</p>					事業区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先																																									拠点区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先																																								
事業区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等																																																																																																																																																																																																	
繰入元	繰入先																																																																																																																																																																																																				
拠点区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等																																																																																																																																																																																																	
繰入元	繰入先																																																																																																																																																																																																				
事業区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等																																																																																																																																																																																																	
繰入元	繰入先																																																																																																																																																																																																				
拠点区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等																																																																																																																																																																																																	
繰入元	繰入先																																																																																																																																																																																																				

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新					旧				
別紙 3 (5)					別紙 3 (5)				
事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書					事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書				
令和 年 月 日現在					平成 年 月 日現在				
社会福祉法人名 _____					社会福祉法人名 _____				
1) 事業区分間貸付金(借入金)明細書					1) 事業区分間貸付金(借入金)明細書				
(単位：円)					(単位：円)				
	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等		貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期					短期				
	小計					小計			
長期					長期				
	小計					小計			
	合計					合計			
2) 拠点区分間貸付金(借入金)明細書					2) 拠点区分間貸付金(借入金)明細書				
(単位：円)					(単位：円)				
	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等		貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期					短期				
	小計					小計			
長期					長期				
	小計					小計			
	合計					合計			

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新					旧				
別紙 3 (6) 基本金明細書 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ (単位:円)					別紙 3 (6) 基本金明細書 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ (単位:円)				
区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳			区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳		
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
前年度末残高					前年度末残高				
第一号基本金					第一号基本金				
第二号基本金					第二号基本金				
第三号基本金					第三号基本金				
第一号基本金	当期組入額				第一号基本金	当期組入額			
	〇〇〇〇					〇〇〇〇			
	計					計			
	当期取崩額					当期取崩額			
〇〇〇〇				〇〇〇〇					
計				計					
第二号基本金	当期組入額				第二号基本金	当期組入額			
	〇〇〇〇					〇〇〇〇			
	計					計			
	当期取崩額					当期取崩額			
〇〇〇〇				〇〇〇〇					
計				計					
第三号基本金	当期組入額				第三号基本金	当期組入額			
	〇〇〇〇					〇〇〇〇			
	計					計			
	当期取崩額					当期取崩額			
〇〇〇〇				〇〇〇〇					
計				計					
当期末残高					当期末残高				
第一号基本金					第一号基本金				
第二号基本金					第二号基本金				
第三号基本金					第三号基本金				
(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。					(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。				

10

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新										旧									
2. ①第一号基本金とは、本文 11 (1) に規定する基本金をいう。 ②第二号基本金とは、本文 11 (2) に規定する基本金をいう。 ③第三号基本金とは、本文 11 (3) に規定する基本金をいう。 3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、 合計額のみを記載するものとする。										2. ①第一号基本金とは、本文 11 (1) に規定する基本金をいう。 ②第二号基本金とは、本文 11 (2) に規定する基本金をいう。 ③第三号基本金とは、本文 11 (3) に規定する基本金をいう。 3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、 合計額のみを記載するものとする。									
別紙 3 (7) <p style="text-align: center;">国庫補助金等特別積立金明細書</p> (自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日 社会福祉法人名 _____										別紙 3 (7) <p style="text-align: center;">国庫補助金等特別積立金明細書</p> (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____									
(単位: 円)										(単位: 円)									
区分並びに積立て 及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳			区分並びに積立て 及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳						
	国庫補助金	地方公共団体 補助金	その他の団体 からの補助金		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		国庫補助金	地方公共団体 補助金	その他の団体 からの補助金		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇				
前期繰越額	/							前期繰越額	/										
当期積立額	〇〇〇〇							当期積立額	〇〇〇〇										
	〇〇〇〇								〇〇〇〇										
	〇〇〇〇								〇〇〇〇										
	〇〇〇〇								〇〇〇〇										
	当期積立 額合計								当期積立 額合計										
当期取崩額	サービス 活動費用 の控除項 目として 計上する 取崩額 特別費用 の控除項 目として 計上する 取崩額 〇〇〇〇	/	/					当期取崩額	サービス 活動費用 の控除項 目として 計上する 取崩額 特別費用 の控除項 目として 計上する 取崩額 〇〇〇〇	/	/								

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
当期取崩額合計								当期取崩額合計							
当期末残高								当期末残高							

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文 9 参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文 9 参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

別紙 3 (8)

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

(単位: 円)

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)		期末取得原価(G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額			
基本財産(有形固定資産)															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産(有形固定資産)															
土地															
建物															

別紙 3 (8)

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

(単位: 円)

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)		期末取得原価(G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額			
基本財産(有形固定資産)															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産(有形固定資産)															
土地															
建物															

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新													旧												
車両運搬具													車両運搬具												
〇〇〇													〇〇〇												
その他の固定資産（有形固定資産）計													その他の固定資産（有形固定資産）計												
その他の固定資産（無形固定資産）													その他の固定資産（無形固定資産）												
〇〇〇													〇〇〇												
〇〇〇													〇〇〇												
その他の固定資産（無形固定資産）計													その他の固定資産（無形固定資産）計												
その他の固定資産計													その他の固定資産計												
基本財産及びその他の固定資産計													基本財産及びその他の固定資産計												
将来入金予定の償還補助金の額													将来入金予定の償還補助金の額												
差 引													差 引												

(注) 1. 「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算を行うものとする。

ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と一致することが確認できる。

2. 「当期増加額」には減価償却除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。

(注) 1. 「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算を行うものとする。

ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と一致することが確認できる。

2. 「当期増加額」には減価償却除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。

別紙 3 (9)

引当金明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	***	*** (***)	***	*** (***)	***	
計						

(注)

1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

別紙 3 (9)

引当金明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	***	*** (***)	***	*** (***)	***	
計						

(注)

1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧									
2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。 3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額（その他）の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。								2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。 3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額（その他）の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。									
別紙 3 (10) ○○拠点区分 資金収支明細書 (自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日 社会福祉法人名 _____								別紙 3 (10) ○○拠点区分 資金収支明細書 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____									
(単位：円)								(単位：円)									
勘定科目	サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計											
	〇〇事業	△△事業	××事業				〇〇事業	△△事業	××事業	合計	内部取引消去	拠点区分合計					
事業活動による収支	収入	(略) 事業活動収入計(1)															
	支出	(略) 事業活動支出計(2)															
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)																
施設整備等による収支	収入	(略) 施設整備等収入計(4)															
	支出	(略) 施設整備等支出計(5)															
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)																
その他の活動による収支	収入	(略) その他の活動収入計(7)															
	支出	(略) その他の活動支出計(8)															
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)																
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)																	
前期末支払資金残高(11)																	
当期末支払資金残高(10)+(11)																	

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新							旧										
別紙 3 (11) <div style="text-align: center;"> ○○拠点区分 事業活動明細書 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日 </div> 社会福祉法人名 _____ <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>							別紙 3 (11) <div style="text-align: center;"> ○○拠点区分 事業活動明細書 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日 </div> 社会福祉法人名 _____ <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>										
		サービス区分			合計	内部取 引消去	拠点区分 合計			サービス区分			合計	内部取 引消去	拠点区分 合計		
		○○ 事業	△△ 事業	×× 事業				○○ 事業	△△ 事業	×× 事業							
サービス活動増減の部	収益	(略)							サービス活動増減の部	収益	(略)						
		サービス活動収益計(1)									サービス活動収益計(1)						
	費用	(略)								費用	(略)						
		サービス活動費用計(2)								サービス活動費用計(2)							
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)									サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)						
サービス活動外増減の部	収益	(略)							サービス活動外増減の部	収益	(略)						
		サービス活動外収益計(4)									サービス活動外収益計(4)						
	費用	(略)								費用	(略)						
		サービス活動外費用計(5)								サービス活動外費用計(5)							
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)									サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)						
		経常増減差額(7)=(3)+(6)									経常増減差額(7)=(3)+(6)						
別紙 3 (12) <div style="text-align: center;"> 積立金・積立資産明細書 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日 </div> 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>							別紙 3 (12) <div style="text-align: center;"> 積立金・積立資産明細書 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日 </div> 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>										
		区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要					区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
		○○積立金										○○積立金					
		計										計					
(単位：円)							(単位：円)										
		区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要					区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
		○○積立資産										○○積立資産					
		計										計					

15

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新					旧																																																																																																																	
<p>(注)</p> <p>1. 積立金を計上せずに積立資産を積み立てる場合には、摘要欄にその理由を明記すること。</p> <p>2. 退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合及び長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合には摘要欄にその旨を明記すること。</p>					<p>(注)</p> <p>1. 積立金を計上せずに積立資産を積み立てる場合には、摘要欄にその理由を明記すること。</p> <p>2. 退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合及び長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合には摘要欄にその旨を明記すること。</p>																																																																																																																	
<p>別紙 3 (13)</p> <p style="text-align: center;">サービス区分間繰入金明細書</p> <p style="text-align: center;">(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 _____</p> <p>拠点区分 _____</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>					<p>別紙 3 (13)</p> <p style="text-align: center;">サービス区分間繰入金明細書</p> <p style="text-align: center;">(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 _____</p> <p>拠点区分 _____</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス区分名</th> <th rowspan="2">繰入金の財源 (注)</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">使用目的等</th> </tr> <tr> <th>繰入元</th> <th>繰入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					サービス区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先																																														<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービス区分名</th> <th rowspan="2">繰入金の財源 (注)</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">使用目的等</th> </tr> <tr> <th>繰入元</th> <th>繰入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					サービス区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先																																																		
サービス区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等																																																																																																																		
繰入元	繰入先																																																																																																																					
サービス区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等																																																																																																																		
繰入元	繰入先																																																																																																																					
<p>(注) 拠点区分資金収支明細書 (別紙 3 (10)) を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。</p> <p>繰入金の財源には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。</p>					<p>(注) 拠点区分資金収支明細書 (別紙 3 (10)) を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。</p> <p>繰入金の財源には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。</p>																																																																																																																	

16

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧				
別紙 3 (14) サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 令和 年 月 日現在 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				別紙 3 (14) サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 平成 年 月 日現在 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				
貸付サービス区分名		借入サービス区分名		金額		使用目的等		
合計								
(注) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。				(注) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。				
別紙 3 (15) 就労支援事業別事業活動明細書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				別紙 3 (15) 就労支援事業別事業活動明細書 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				
勘定科目		合計	〇〇作業	勘定科目		合計	〇〇作業	△△作業
収益	就労支援事業収益			就労支援事業収益				
	就労支援事業活動収益計				就労支援事業活動収益計			
費用	就労支援事業販売原価			就労支援事業販売原価				
	期首製品(商品)棚卸高				期首製品(商品)棚卸高			
	当期就労支援事業製造原価				当期就労支援事業製造原価			
	当期就労支援事業仕入高				当期就労支援事業仕入高			
	合計				合計			
	期末製品(商品)棚卸高				期末製品(商品)棚卸高			
差引			差引					
就労支援事業販管費				就労支援事業販管費				
就労支援事業活動費用計				就労支援事業活動費用計				
就労支援事業活動増減差額				就労支援事業活動増減差額				

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新											旧										
別紙 3 (15-2) 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用) (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)											別紙 3 (15-2) 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用) (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)										
勘定科目	A 事業所										勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型				合計	就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
小計		〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業		△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業
収益	就労支援事業収益										収益	就労支援事業収益									
	就労支援事業活動収益計											就労支援事業活動収益計									
費用	就労支援事業販売原価										費用	就労支援事業販売原価									
	期首製品(商品)棚卸高											期首製品(商品)棚卸高									
	当期就労支援事業製造原価											当期就労支援事業製造原価									
	当期就労支援事業仕入高											当期就労支援事業仕入高									
	合計											合計									
	期末製品(商品)棚卸高											期末製品(商品)棚卸高									
差引										差引											
就労支援事業販管費										就労支援事業販管費											
就労支援事業活動費用計										就労支援事業活動費用計											
就労支援事業活動増減差額										就労支援事業活動増減差額											

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新				旧						
別紙 3 (16) 就労支援事業製造原価明細書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				別紙 3 (16) 就労支援事業製造原価明細書 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)						
勘定科目		合計	〇〇作業	勘定科目		合計	〇〇作業	△△作業		
(略)				(略)				△△作業		
別紙 3 (16-2) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用) (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				別紙 3 (16-2) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用) (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)						
勘定科目	合計	A事業所								
		就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
		小計	〇〇作業	△△作業	小計	〇〇作業	△△作業	小計	〇〇作業	△△作業
(略)										
別紙 3 (17) 就労支援事業販管費明細書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)				別紙 3 (17) 就労支援事業販管費明細書 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)						
勘定科目		合計	〇〇作業	勘定科目		合計	〇〇作業	△△作業		
(略)				(略)				△△作業		

19

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新										旧													
別紙 3 (17-2) <u>就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)</u> (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)										別紙 3 (17-2) <u>就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)</u> (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)													
勘定科目		計	A事業所									勘定科目		計	A事業所								
			就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型						就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
			小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業				小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
(略)										(略)													
別紙 3 (18) <u>就労支援事業明細書</u> (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)										別紙 3 (18) <u>就労支援事業明細書</u> (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)													
勘定科目				合計	〇〇作業		△△作業		勘定科目				合計	〇〇作業		△△作業							
(略)									(略)														
別紙 3 (18-2) <u>就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)</u> (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)										別紙 3 (18-2) <u>就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)</u> (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 _____ 拠点区分 _____ (単位:円)													
勘定科目		計	A事業所									勘定科目		計	A事業所								
			就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型						就労移行支援			就労継続支援 A 型			就労継続支援 B 型		
			小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業				小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
(略)										(略)													

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003cbr>

新							旧								
別紙 3 (19)							別紙 3 (19)								
授産事業費用明細書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日							授産事業費用明細書 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日								
社会福祉法人名							社会福祉法人名								
拠点区分							拠点区分								
(単位:円)							(単位:円)								
勘定科目		合計		〇〇作業		△△作業		勘定科目		合計		〇〇作業		△△作業	
(略)								(略)							
別紙 4							別紙 4								
財 産 目 録 令和 年 月 日現在							財 産 目 録 平成 年 月 日現在								
(単位:円)							(単位:円)								
貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額		
(略)							(略)								
(記載上の留意事項)							(記載上の留意事項)								
<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。 ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。 ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。 ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。 なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。 ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。 ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。 ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。 ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。 ・預金に関する口座番号は任意記載とする。 							<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。 ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。 ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。 ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。 なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。 ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。 ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。 ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。 ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。 ・預金に関する口座番号は任意記載とする。 								